

平成25年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3356

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B13	国民健康保険運営安定化事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険運営安定化事業費	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の3並びに附則第24条及び第26		戦略項目	03 医療の安心		
					分野施策	010302 地域医療体制の充実		
1 事業概要			5 事業説明					
(1) 保険基盤安定事業負担金 10,386,684,692円 低所得者への国保税減額措置に対し財源を補填するとともに、低所得者の数に応じて平均国保税の一部を補填する。 (2) 高額医療費共同事業負担金 3,413,762,514円 国保連合会が行う高額医療費共同事業を運営するために市町村が納付する拠出金に対して助成する。			(1) 保険基盤安定事業負担金 ア 事業内容 低所得者への国保税減額措置に対し、国、県、市町村が財源を補填するとともに、低所得者の数に応じて国保税の一部を国、県、市町村が補てんする。 イ 事業計画 (7) 保険税軽減分 負担割合：(県3/4)市町村1/4 事業金額：平成25年度の保険税軽減分の3/4相当額(9,319,720千円) (4) 保険者支援分 負担割合：保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて負担。国1/2(県1/4)市町村1/4 事業金額：平成25年度保険者支援分の1/4相当額(1,066,965千円) ウ 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 エ その他 平成24年4月国保法改正により、平成27年度から暫定措置から恒久措置となる。					
2 事業主体及び負担区分			(2) 高額医療費共同事業負担金					
(1) 保険基盤安定事業負担金 事業主体：市町村 負担区分：右記 (2) 高額医療費共同事業負担金 事業主体：国保連合会 負担区分：右記			ア 事業内容 高額医療費共同事業とは、高額医療費の発生による市町村国保財政への影響を緩和するため、国保連合会を実施主体として行われる高額な医療費に対する再保険事業である。レセプト1件あたり80万円超の医療費を対象としており、県は各市町村の拠出金の1/4を負担額として交付する。 イ 事業計画 負担割合：国1/4(県1/4)市町村1/2 事業金額：平成25年度の高額医療費共同事業の拠出金1/4相当額 (3,413,763千円) ウ 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 エ その他 平成24年4月国保法改正により、平成27年度から暫定措置から恒久措置となる。					
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保健医療助成費(積算内容)保険基盤安定事業に関する事務、高額医療費共同事業に関する事務								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	13,800,448						13,800,448	311,075
前年額	13,489,373						13,489,373	